

第4章

知的財産

(1) ルールの背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、一括受諾の一環として TRIPS 協定が合意された。他の WTO 協定は、原則として、貿易制限や差別的措置を禁止するものか、例外的な貿易制限についての要件・手続を定めるものであるが、TRIPS 協定は、加盟国の国内の制度について直接規律をするものであり、それまでの協定とはその性格が大きく異なるものであった。その後の国際的な議論においては、TRIPS 協定により義務化された知的財産保護制度が自国の企業や経済の発展に寄与していないとの認識などから、知的財産保護の強化に反対、あるいは独自の要求をする動きが表面化した。その結果、マルチのフォーラムにおける各国の立場の隔たりが大きくなり、多国間での制度調和の議論を進展させることが困難な状態となっている。知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築するためには、WTO 体制の下でのマルチによる体制構築が望ましいことはいままでもないが、このような現状からは、ルールメイキングの場としてふさわしいマルチの場と、より迅速な交渉が可能であるプルリ、バイ等の場を目的に応じてバランスよく利用して、体制構築を図っていく必要がある。

現状では、アジア諸国をはじめ、世界中で日本製品の模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が発生しており、日本企業が事業を行う上での障害のひとつとなっている。これについても、WTO の場での問題提起や TRIPS 協定上の紛争解決手続も視野に入れつつ、相手国の事情に応じたプルリ、バイなどの個別交渉により、TRIPS 協定の確実な実行を求めるとともに、TRIPS 協定以上の義務も求めていくことが重要である。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定においては、第4条において知的財産権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる、との最恵国待遇が規定されている。また、知的財産権の「保護」は、取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びに TRIPS 協定において特に扱われる知的財産権の使用に関する事項を含むことが規定されている（TRIPS 協定第3条脚注）。他方、GATT 第24条やGATS 第5条に対応する規定は、TRIPS 協定には設けられていない。そのため GATT 第1条に規定される最恵国待遇の例外により特定地域内のみでの撤廃が可能な関税等とは異なり、知的財産権に関しては、EPA/FTA で規定された事項についても TRIPS 協定第4条で規定された範囲において最恵国待遇により EPA/FTA 締結国以外の WTO 加盟国に均てんされることとなる。

(3) 我が国の EPA/FTA 知的財産章の概要

我が国はこれまで 22 개국・地域と 19 の EPA/FTA が発効済・署名済。そのうち、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) を除き、知的財産に関する規定を設けており、TRIPS 協定以上の義務も規定している。現在までに締結した我が国の主要な EPA/FTA の知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる。

①手続の簡素化・透明化

TRIPS 協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、特許出願などの手続における公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を EPA/FTA に導入することにより、相手国に

おける手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にする規定を導入することで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

②知的財産の保護強化

知的財産保護の実体面について、例えば、日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に特許審査をするよう請求ができるようにするなどの制度を導入する規定により、相手国における権利付与の迅速化を図っている。また、外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、相手国における知的財産保護の実体面の充実を図っている。

③エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置及び刑事罰の対象を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、保護対象の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を図っている。また、TRIPS 協定第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善によるエンフォースメント強化も図っている。

近年発効した EPA/FTA としては、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11/CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日 EU・EPA、及び日英 EPA が、近年署名した EPA/FTA としては地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が挙げられる。これらの協定における知的財産章の概要は以下のとおり。

(a) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11/CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

TPP11 協定は、知的財産保護の包括的かつハイレベルな規定を設けた TPP 協定（2018 年版不正貿易報告

書 457-458 頁参照）の署名後、2017 年 1 月に米国が離脱表明したことを受け、TPP 協定の一部を凍結項目とした新協定として、2018 年 12 月 30 日に発効したものである。知的財産分野においては、特許期間延長制度（第 18.46 条、第 18.48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18.50 条、第 18.51 条）、著作権の保護期間（第 18.63 条）等が凍結項目となっている一方、模倣品・海賊版の水際での職権差止権限の各国当局への付与（第 18.76 条）等の規定が含まれている。

(b) 日 EU・EPA

本協定は、日 EU 双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、TRIPS 協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保、知的財産の権利行使、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっており、2019 年 2 月 1 日に発効した。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定（商標権の取得の円滑化）（第 14.3 条）

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書を締結することを規定するとともに、商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結に向けた合理的な努力を払うことを規定した。

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入（第 14.35 条、第 14.37 条）

特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度、第 14.35 条）、新薬のデータ保護期間を 6 年以上とすることの義務化（第 14.37）を定めることを規定した。

(イ) 未登録の商品形態の保護（第 14.32 条）

商品の形態の模倣行為（デッドコピー）に対して法的救済手段を設けることを規定した。

(ウ) 著作権の保護期間（第 14.13 条）

著作権等につき、その保護期間が自然人の生存期間

に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死後 70 年以上とすること等を規定した。

(エ) 地理的表示 (GI) の保護 (第 14.22 条等)

付属書 14-B に掲載された双方の農産品及び酒類の地理的表示に TRIPS 協定第 23 条と概ね同等の高いレベルの保護を与えること等を規定した。

(iii) エンフォースメント強化

(ア) 民事上の救済の拡充 (第 14.42 条、第 14.44 条、第 14.46 条、第 14.47 条)

知的財産権全般についての民事上の救済を規定した。具体的には、侵害者利益を考慮した損害賠償額の算出 (第 14.47 条)、証拠を保全するための措置 (第 14.42 条)、暫定措置及び予防措置 (第 14.44 条)、差止命令 (第 14.46 条) 等について規定した。

(イ) 営業上の秘密の不正使用に対する権利行使 (第 14.50 条)

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済手続に関し、司法当局が少なくとも差止命令や損害賠償を命じる権限を有することや、司法手続に参加することで知るに至った営業秘密に関し、当該司法手続の当事者等への秘密保持命令について規定した。

(ウ) 国境措置の強化 (第 14.51 条)

知的財産権全般についての国境措置を規定した。具体的には、輸入又は輸出される物品に関する職権差止権限を税関当局に付与することや、侵害品の破棄命令権限を当局に付与すること等について規定した。

(c) 日英EPA

本協定は、日 EU・EPA の規定をベースとしつつ、更に効果的に知的財産を保護し、利用の促進を図るべく、日 EU・EPA よりも高いレベルの規定を導入する内容となっており、2021 年 1 月 1 日に発効した。以下では、日 EU・EPA との主要な相違点について説明する。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定 (第 14.3 条)

両国が締結済みである国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認するとの規定において、日 EU・EPA において規定される国際協定に加

え、特許法条約、商標法条約、商標法に関するシンガポール条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、及び標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定が含まれることを規定した。

(イ) 複数意匠一括出願の導入 (第 14.36 条)

一の願書によって二以上の意匠の登録出願を認める複数意匠一括出願制度を導入する義務について新たに規定した。(※なお、本規定には導入までの猶予期間が認められており、我が国においては、複数意匠一括出願制度は 2021 年 4 月 1 日に施行予定。)

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 悪意で行われた商標出願の排除/外国周知商標の保護 (第 14.24 条)

商標の登録の出願が悪意で行われた場合に当該商標出願を拒絶する又は当該登録を取り消す権限を自国の権限のある当局に与える義務について、新たに規定した。また、当該規定において、他者の外国周知商標と同一又は類似の商標出願も、悪意で行われた商標出願と判断された場合には拒絶・取消されることを明確化した。

(イ) 特許権・意匠権保護のさらなる強化 (第 14.35 条、第 14.38 条)

日 EU・EPA に規定される特許・意匠の排他的権利に加え、特許の排他的権利に「輸出」(第 14.38 条)、意匠の排他的権利に「販売の申出」(第 14.35 条) が含まれることを規定した。また、意匠権の存続期間について、日 EU・EPA では「少なくとも 20 年」との規定であったところ、「出願日から 25 年の期間が満了する前に終了しない」ことを規定した (第 14.35 条)。

(iii) エンフォースメント強化

(ア) 商標権を侵害するラベル・包装の使用に対する刑事罰義務化 (第 14.58 条)

商標を付した模倣ラベル等とノーブランド商品を別々に製造・管理し、販売時にノーブランド商品に模倣ラベル等を貼付することでブランド商品の模倣品とするなどといった目的でのラベル等の

使用や輸入を刑事上の制裁の対象とすることについて新たに規定した。

(イ) デジタル環境における知的財産権の侵害に対する権利行使規定 (第 14.59 条)

インターネットウェブサイト上での著作権侵害や、電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上及び刑事上の権利行使手続の対象とすることについて新たに規定した。

(d) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

本協定は、TRIPS 協定を上回る水準の知的財産権の保護と知的財産権の行使 (民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等、デジタル環境においても適用される。) について規定することで、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

本協定は、2020 年 11 月 15 日に署名がなされたが、2021 年 2 月時点では未発効。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定 (第 11.9 条)

各締約国は次の国際協定を批准し、又はこれに加入することを規定した。

- ・国際的に一括して特許出願を可能とする「特許協力条約」

- ・国際的に一括して商標登録出願を可能とする「標章の国際登録に関するマドリッド協定」

(※ただし、ミャンマーには本規定履行までの猶予期間が認められている。)

(イ) 商標の出願手続の簡素化・透明化 (第 11.22 条、第 11.28 条)

各締約国が次のものを提供することを規定した (第 11.22 条)。

- ・商標の処理、登録、及び維持のための電子的な出願のシステム

- ・商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース

(※ただし、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムには本規定履行までの猶予期間が認められている。)

また、商標の一出願多区分制度を導入すること

を規定した (第 11.28 条)。

(ウ) 特許の出願公開 (第 11.44 条)

特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から 18 か月を経過した後、速やかに公開することを規定した。

(※ただし、タイには本規定履行までの猶予期間が認められている。)

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 商標権保護の強化 (第 11.26 条、第 11.27 条)

悪意で行われた商標出願を拒絶・取消しする権限について規定した (第 11.27 条)。(例えば、他の締約国において、日本企業が保有する周知商標と同一又は類似の商標についての出願が悪意で行われた場合には、当局が当該出願を拒絶する又は登録を取り消す権限を有することとなる。)

また、周知商標であると決定するための条件として、自国又は他国で商標として登録されていること等を要求してはならないことを規定した (第 11.26 条)。

(イ) 商標・意匠の保護対象 (第 11.19 条、第 11.49 条)

商標について、音商標が保護の対象となることを規定した (第 11.19 条)。(※ただし、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、ベトナムには本規定履行までの猶予期間が認められている。)

また、意匠について、各締約国が次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認することを規定した (第 11.49 条)。

- ・物品の一部に具体化された意匠

- ・物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

(ウ) インターネット公知情報の先行技術・先行意匠としての認識 (第 11.45 条、第 11.50 条)

各締約国が、インターネットにおいて公衆に利用可能とされた情報が特許における先行技術、及び意匠における先行意匠の一部を構成し得ることを認識することを規定した。

(iii) エンフォースメント強化

(ア) 当局による損害賠償の支払い命令権限 (第 11.60 条)

民事上の司法手続において司法当局が、知的財産権の侵害行為から生じた損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮し、侵害者に対し損害賠償を支払うよう命じる権限を有することを規定した。

(イ) 不正商標商品等の廃棄命令権限 (第 11.72 条) と 職権による輸入差止め手続の確保 (第 11.69 条)

著作権侵害物品及び不正商標商品に対して、権限のある当局が廃棄命令権限を有すること (第 11.72 条)、及び職権で輸入を差し止めることが

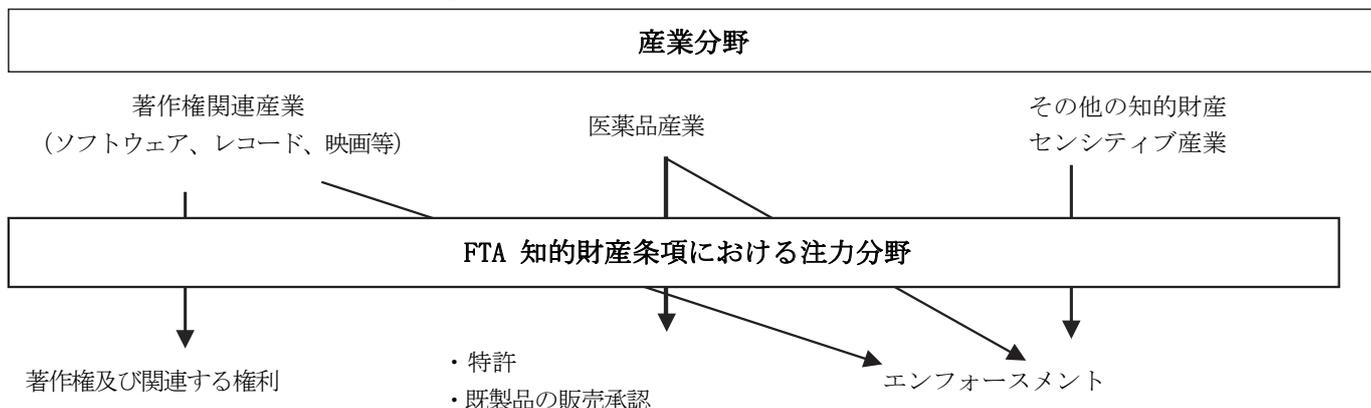
できる手続を採用又は維持すること (第 11.69 条) について規定した。

(4) 諸外国の動向

①米国の FTA における知的財産章の概要

米国の FTA における知的財産戦略は、2015 年貿易促進権限 (TPA) 法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国 FTA における知的財産条項は、図表 III-4 のように 3 つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表 III-4>米国 FTA 知的財産戦略の俯瞰



代表的な FTA 知的財産条項		
<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の延長 (50年→70年) ・技術的手段 (アクセス・コントロール、コピー・コントロール) の回避禁止 ・権利管理情報の保護 ・一時的複製の複製権対象化 ・インターネット・サービス・プロバイダ免責条件の限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売承認の遅れによる特許保護期間の侵食を補償するための同期間延長 ・医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用 (承認より 5 年間) ・並行輸入制限 (一部FTA) ・強制実施権発動制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・救済関連指針明確化 <ul style="list-style-type: none"> －著作権者等推定 －既定損害賠償 －正規品価格考慮 ・司法当局権限強化 <ul style="list-style-type: none"> －侵害行為関与第三者及び流通経路特定 ・国境措置の強化 <ul style="list-style-type: none"> －輸入・輸出双方についての職権国境措置可能化 (著、商)

TRIPS 協定を超える義務を課す規定として、具体的には以下の例が挙げられる。

(a) 著作権保護期間の延長

著作権分野において、TRIPS 協定第 9 条第 1 項が引用するベルヌ条約第 7 条は、著作物について作者の死後 50 年、TRIPS 協定第 14 条第 5 項では実演家及びレコード製作者について実演又は固定から 50 年の保

護期間を規定している。これに対して、例えば、米豪 FTA では、著作権、実演家及びレコード製作者の権利に、70 年の保護期間を規定している。

(b) 試験データ保護

TRIPS 協定第 39 条第 3 項は、「新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開

示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する」と規定している。これに対し、米国 FTA では、提出データの排他的な利用期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。

(c) 技術的手段の回避の禁止

著作権侵害防止のため、著作物、実演、レコードその他保護された対象に対するアクセスをコントロールする、または著作物を保護するための効果的な技術的手段の回避を禁止する規律を導入している。

(d) 国際消尽

TRIPS 協定は第 6 条において、最恵国待遇及び内国民待遇に関する規定以外は、紛争解決上、国際消尽（並行輸入の許容）の問題を取り扱うために当該協定のいかなる規定も用いてはならない旨を規定している。これに対し、例えば、米豪 FTA では、特許医薬品を並行輸入することを制限する規定が設けられている。

なお、2017 年 7 月以降、米国は北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉を進めており、2018 年 11 月 30 日には、USMCA (新 NAFTA) の協定文に署名がされた。その後、米国議会における批准プロセスが難航したことを踏まえ、2019 年 12 月 10 日に修正議定書に署名がされた（但し、2020 年 2 月時点において未発効）。USMCA においては、農業用化学品の試験データ等の保護期間を 10 年間、新規医薬品の試験データ等の保護期間を 5 年間とする規定や、当局の特許付与までの不合理な遅延に対する特許期間の調整手段を設けなければならない旨の規定、著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも 70 年とする旨の規定等が含まれている。

②EU の FTA における知的財産章の概要

従来、EU の EPA/FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かった。これに対して、EU 韓 FTA、CETA (EU カナダ FTA)、日 EU・EPA など、近年締結された EPA/FTA では、TRIPS 協定を超える具体的な規定が含まれるなど、従来よりも詳細な規定となっており、EU の今後の EPA/FTA の進め方が注目される。

EU の EPA/FTA における TRIPS 協定を超える義務を課

す規定には、米国 FTA の規定と重複するものも多く存在するが、以下のように特徴的な規定も見られる。

(a) 地理的表示の保護

TRIPS 協定第 22 条は、「消費者の誤認混同」を要件に地理的表示を保護する旨を規定しているが、特にぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、同第 23 条において、他の産品に比べて強力な保護（追加的保護）を規定している。これに対し、EU の FTA においては、この追加的保護の対象を、ぶどう酒及び蒸留酒に加え、農産品及び食品にも広げることが規定している。また、EU 韓 FTA では、EU については 162 種類、韓国については 64 種類の地理的表示を保護対象とすること、その対象は合意により拡大することについても規定している。

(b) 未登録意匠の保護

TRIPS 協定に関連規定のない未登録意匠（デザイン）について、その使用を防止する法的手段を規定しなければならないとしている。

(c) 国境措置の対象の拡大

TRIPS 協定第 51 条では、商標権及び著作権を侵害する物品に対しての国境措置を規定している。これに対し、EU の FTA においては、国境措置の対象を、特許、意匠、地理的表示及び植物新品種の育成者権まで拡大している。

(5) 経済的視点及び意義

国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

知的財産権の執行を強化するための国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA) は、知的財産権保護に関する法的枠組み強化という側面に加え、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上という意義を有するものである。2020 年 2 月現在、ACTA を締結した国は我が国のみであり、発効に必要な締結国数に届

いていないものの、ACTA の内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなり EPA/FTA のような様々な国際協定に取り込まれていくことで、ACTA 締約国の範囲を超えて知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことは可能である。唯一の ACTA 締約国として、我が国は、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定内容への理解を促しエンフォースメントに関する規律強化の基礎として ACTA を活用していくことが期待される。

(6) 主要ケース

我が国が、これまでに発効した EPA の知的財産に関する義務規定から紛争解決手続を通じて具体的な法令や通達改正を迫られたものはない。我が国の立場から見ると、EPA の知的財産規定は、概ね相手国の知的財産制度の強化という役割を有しており、EPA 上の紛争解決手続は、知的財産に係る権利義務について、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的ケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになろう。

